

平成17年第3回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第2日目)

平成17年9月14日(水曜日)

午前10時00分開議

第15 一般質問

出席議員（14名）

1番	田中	與士信	君	2番	安藤	義昭	君
3番	渡邊	守彦	君	4番	山本	朝英	君
5番	松浦	啓博	君	6番	大坪	勝廣	君
7番	柴田	喜八	君	8番	小坂	正利	君
9番	上原	豊茂	君	10番	高橋	徳男	君
11番	佐藤	静基	君	12番	小林	一甫	君
13番	渡邊	易右工門	君	14番	橋本	憲治	君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町	長	深見	定雄	君
助	役	宮川	伊三男	君
総務課	長	山田	日出夫	君
企画財政課	長	佐藤	正好	君
町民課	長	山川	栄二	君
福祉保健課	長	佐藤	純一	君
農林商工課	長	山内	啓伸	君
建設課	長	竹村	治実	君
水道課	長	竹村	治実	君
施設車両課	長	小田	藤夫	君
教育	長	小野	茂	君
管理課	長	平塚	晴康	君
社会教育課	長	佐藤	明美	君
教育委員	長	白崎	隆誠	君
監査委員		四十物	義雄	君
農業委員会事務局	長	菅野	宏	君
出納室	長	菊池	一春	君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局	長	小野	良次	君
議会事務局	係長	今田	和則	君

開議の宣告

議長（柴田喜八君） 皆さん、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠の報告をいたします。今日は、全議員の出席であります。

なお、鳥山農業委員会会長、久原選挙管理委員長から欠席の報告がありました。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

一般質問

議長（柴田喜八君） 日程第15、一般質問を継続いたします。

9番、上原豊茂君の発言を許します。

上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 通告に従いまして、3点にわたって一般質問を行いたいと思いません。

最初に、ハザードマップの評価と町民周知の対応についてであります。

国内外において自然災害が多発し、各地に甚大な被害をもたらしている。これらのことは報道で常に目にしているところでもありますけれども、いかに科学が発達しても、いかなる大国であっても、自然の脅威には太刀打ちできないということが、それら報道によって認識を新たにしているところでもあります。

人間は、その命を守るために様々な災害予測を行い、対策をとってきているわけですが、その一つが先般、町民に配布された洪水ハザードマップであるというふうに思っております。このような資料は、町民に浸透・熟知されなければ何ら効果が表れないと思っております。また、安全と安心を確保されるべきものであるというふうに考えているところでもあります。

ハザードマップについては、50年に一度の想定降水量を基にしたものというふうにあります。実際に、このハザードマップ200ミリという降水量を想定しているわけですが、その降水量の中で常呂川等が堤防決壊するなどという想定が含まれているのかどうか。また、それ以外にどのような想定条件を加えたものなのか。また、中にあります重要水防区域という表示がありますが、これらの地域に対応する仕方、及び町民にこのハザードマップ資料をどのように説明しようとしているのか。それらの計画はあるのか否か。これらについて町長の考えをお伺いしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） ただいま「ハザードマップの評価及び町民周知」についてお尋ねをいただきましたのでお答えいたします。

1点目の「ハザードマップの想定条件」についてのお尋ねですが、ハザードマップでは、常呂川と訓子府川が増水し氾濫を起こす場合の浸水予想区域とその水深を想定し、避難の仕方や避難所等を示したものです。

常呂川流域については、おおむね50年に1回程度起こる大雨による氾濫を、訓子府川

は土地の高さや浸水しやすい地形から浸水範囲を想定しています。また、いずれの川も堤防決壊をも含めて流水が氾濫したときの浸水結果を予測したものですので、ご理解をお願いいたします。

2点目の「重要水防区域の対応」についてお尋ねをいただきました。この重要水防区域と言いますのは、町防災計画に定めている区域で、主に常呂川と訓子府川に注ぐ中小河川の流域を指定しています。

重要水防区域における浸水等は、比較的短いスパンで発生する確率が高く、日頃から緊急時の備えを怠ることのできない身近で重要な区域であります。

実践会や地域の河川愛護組合と町が連携して、できうる限り水害を防ぐ取り組みを継続するとともに、災害発生時には協力し合って非難や復旧活動を実施するよう区域として理解と協力を求めてまいります。

3点目は「町民への説明等の計画」についてのご質問です。ハザードマップの作成にあたりましては、洪水時の円滑かつ迅速な避難ができるように、地図や図表を多くしてわかりやすさに努めております。

また、避難施設をはじめ非難時の心得や非難情報、家庭の防災メモ欄を設けるなど、必要な防災情報をできるだけ載せました。ハザードマップを作成・配布したあとにおいては、町民の皆様にご理解いただくことが最も大切であると考えています。7月の全戸配付に続きまして、今月号広報くねっぷにハザードマップの見方や災害に備えるための情報を再確認いただけるよう特集記事として取り上げました。また、直接お会いして内容を説明し、理解を深めていただくために、老人クラブの例会にお邪魔したり、目の不自由な方のいらっしゃる家庭を訪問する取り組みなどの準備を現在進めております。せっかくお邪魔しますことから、最近町内でも心配されている悪質な訪問販売や振込め詐欺などの被害を未然に防止する為の情報提供もあわせて検討しています。

防災や防犯の情報等が、広く多くの町民の皆様にご伝えられるよう、そして、いざというときに十分に活かされるよう、対応に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） ハザードマップの資料に目を通しますと、市街地の避難施設の中で、浸水予測内にその施設があるということが結構多いわけでありまして。こういう状況の避難所設定というのが、果たして町民の安全を守れるのかどうか、その辺についての考えをお聞かせいただきたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） この浸水区域の設定にあたりましては、先ほども言いましたように堤防決壊、それと超水と言いまして堤防を越える水を想定して、最大限のエリアを1枚の図面に落としたものであります。今議員ご指摘のとおり、地域によっては、特に市街地付近ですか、低いものですから避難所が浸水地域と一部接するような部分もございますけれども、最大マックスを理論値の最大マックスを1枚の紙に落として表現してございますので、この色が付いたところが直ちに浸水するということにもつながらないかと思っております。安心して設備等が整った施設ということを、避難所に設定しなければならないということもございまして、理解をいただきたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番(上原豊茂君) 今設備等の充実したところを避難所にといいことでありすけれども、それらをして町民にとっては、この図面を見て浸水区域内という判断の中からは非常に不安が大きくなるのではないかといいことも懸念されす。これらについて、先ほどありましたように、町民への周知徹底をしていくという行動の中で、明確に状況を伝えると。この資料に対する判断についての周知徹底を図るといいところに努めていただきたいというふうに思ひます。

また、重要水防地域の関係でありすけれども、この図面を見ますと非常に主要道路に沿った地域がこの区域になつているといいこともあります。これらをしてみますと非常にその避難するといふことと、この災害といふのが重なつてきて、本当に避難できるのかといふそういう心配すら出てくるわけでありすけれども、これらその重要水防地域に対する避難対策といふものについての考えがあればお聞かせいただきたい。

議長(柴田喜八君) 総務課長。

総務課長(山田日出夫君) 重要水防地域につきましては、先ほど町長からも答えしましたように、訓子府町の防災計画の中に設定している区域であります。これはすべて中小河川でございまして、この間の台風のとこのように、比較的降水量が少なくても川と近うございまして、畑とかが冠水しやすい区域といふことで、浸水区域と比較して水没するといふような印象ではなくて、水の影響が少し受けやすい区域といふことでございまして。それで道道等に面しているように図面上なつてありすけれども、そのことによつて、直ちに道路の交通が遮断される地域ではないといふ認識を持ってございまして。

議長(柴田喜八君) 上原豊茂君。

9番(上原豊茂君) 現実に、先般の台風による降雨の後、ちょっと町内の状況を見させていただきました。

あるところに行つて、たまたま外にいたご婦人の方とお話をしましたけれども、かつてその水害にあつたと、多少それから整備されて状況は変わつてありすけれども、そのときに避難をしてくれといわれても避難場所がないと。家の周りも当然水で流されてありすし、自分の背丈ほどの土砂流出があると。そういう中で避難をしれといふても、これは避難のしようがなかつたといふ話を聞かされました。

この水防重要地域の中に、その部分も入つてありすけれども、そういう状況も含めて、今までの経緯をしっかりとらえて対策をとる必要があるのではないかといいふうにかえすので、単純に何百ミリの雨が降つたら常呂川はこなる、訓子府はこなるといふ状況の中で判断していつては、とんでもない災害を引き起こす可能性があるといふふうにかえすので、ぜひきめ細やかな、せつかくこれだけのもの出したわけですから、きめ細やかな対策を持っている必要があるのではないかと思ひますので、その辺の対応をお願いしたい。

もう1つは、訓子府川において2日間で200ミリ弱の降雨があつた場合、実際に堤防を超える可能性はないのかどうか。水没していく部分があるのではないか。今までの状況から見ますと、それらの心配をするところでありすけれども、その辺については心配無用といふことなのでしょう。

議長(柴田喜八君) 総務課長。

総務課長(山田日出夫君) 常呂川と訓子府川を中心に浸水区域をお示ししました。常

呂川は、50年に一度の確立の雨ということをご説明しましたけども、訓子府川につきましては、実はその雨量をもとに設定したものではありません。ハザードマップの1枚目の裏にありますけども、訓子府川は洪水予報河川指定されていないため、洪水予想河川というのは水防法に定めなければならないということになっている川で、訓子府町では常呂川だけなのですけども、指定されていないため常呂川のような想定雨量に基づくシミュレーションは今回したものではありません。地形図だとか、周辺の土地の利用、状況に応じて、簡単に言いますと航空写真と地形図から理論的に推計したものにとどまっております、そういうこと言いますと今議員ご指摘のように、常呂川と同じく189.7ミリの50年に一度の雨が降ったときに、このままの浸水区域かどうかということまでは、正直言って今の時点で断言できるものではありません。

あくまでも今回は指定河川を中心に行い、あわせて近くにある訓子府川という大きめの川も、理論的に表現したということで、若干常呂川とシミュレーションが違うということでご理解をいただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 条件が違うということは、ここにも明記されておりますからわかりますけれども、こういう資料を町民に配布しますと、当然一つの条件を頭に入れてのとらえ方をしますので、ややもすると危険状況の判断というのに誤りをきたすということがあろうかと思えます。先ほどありましたように、町民への浸透・熟知という作業の中で、それらについてもこういう状況だということをお知らせいただければというふうに思っております。

それでこういう災害がおきますと、今までテレビ等で見えていまして、最大の問題点というのは、当然命を守るということもありますけれども、その後に飲み水を確保することが非常に大きな課題になってくるわけですね。当然訓子府の場合ですと大谷の奥から引いているわけで、こういう降水量があったときに、この飲み水が汚濁等によって使用不可能ということは考えなくてもいいのかどうか、その辺についてお聞かせいただきたい。

議長（柴田喜八君） 水道課長。

水道課長（竹村治実君） 現在、災害に伴う水道水の汚濁の関係でご質問ありましたけども、大谷水源につきましては、汚濁の装置を付けてございます。汚濁についての心配はないかと思われれます。ただ、ほかのところで汚濁の水源地で、汚濁の防止を付けていないところ、清住水源地は汚濁の装置がございません。それについては、そういうふうな心配が出てくるかもしれないですけども、ただ、あそこについては災害の直接的被害を受けるというようなことは出てはこないかと思えます。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 私もたまたま新潟の被災地の研修ということで、消防の関係で行かせていただきました。

それで、そういう中で今申し上げましたような飲み水の確保というところに、相当な力量をおいた対策を取っていたということがございました。これについては、当然消火活動なんかも含めて、飲み水の確保をきちっとしていくという重要性について、うちの町も今課長の説明ですと汚濁防止装置が設置されているということですから、それがどれだけ

のものかというのは私にはわかりませんが、そういう状況にあるということを感じて、ぜひ、それらについて他の水源地についても対応できるものであれば、対応していくことが重要なというふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

それで次に、町民への周知の関係でありますけれども、先ほど町長の回答の中に、老人クラブの集まり、また障害者については個別訪問という形をとりますよということですので、ぜひ、この辺については災害はいつ起こるかわかりませんので、早期に対応願ひたいと思います。

昨年の9月の一般質問の中で、これらについての質問をさせていただきましたときに、自主防災組織の強化を図るという回答がございました。実際に1年経ちましたけれども、これらについて具体的な動きがあるのかどうか、その辺についてお聞かせ願ひください。

議長（柴田喜八君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 議員ご指摘のように、災害が発生したときに、行政だけでは到底対応できない場面も想定されます。

それでその自主的な防災組織ということで、言葉を組織ということでございますけれども、やはり町民の皆さんにまずご理解をいただいて、さらに地域の自治会である町内会・実践会の皆さんと日頃の防災に備える心構えと協力体制の情報交換等も含めてやっていくことが必要だと思いますし、今具体的な組織がどうこうということはございませんけれども、町民に対する説明と合わせて、それらを行いながら自主的な町全体での防災に対する備えの力をアップさせていかなければならないと思っておりますので、急にはちょっと着手できないかもしれませんが、徐々にいろいろな取り組みを重ねてきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） ぜひ、今そういう具体的な対応はしていないということでありませぬけれども、そういう発想があるわけですから、それらについては金がかかるわけではありませぬ。ぜひ、早期に動き出してほしいというふうに思います。

それとこのハザードマップの中に、避難施設と洪水時の避難施設という表示がございませぬ。これはどういうとらえ方をしたらいいの。

もう1つは避難場所の施設について、確かに図面上で見るとこうとこうだなというのがわかります。しかし、それが日頃の生活の中で、ここは避難場所だということを感じ、そういう必要性があると思います。町内会の青空町長室等でも、避難場所の明記がほしいというようなこともあったかと思います。ぜひ、そういう意味ではそういう対策を取っていただきたいと思いますけれども、それらについての考え方を聞かせていただきたい。

議長（柴田喜八君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 一応洪水ハザードマップということで、洪水を中心にしたお知らせ、情報でありますけれども、災害時は洪水だけではなくて地震とか大火とかいろいろあるかと思います。洪水時のときには、浸水区域から離れて少し高いところにある施設、その他の災害も含めて避難施設ということでご理解をいただければと思います。

避難所の表示の件ですけれども、今は表示が基本的にあります。ありますけれども、非常に小さくて、小さいというかやや小さめでわかりづらい。また、ここが避難所だということが、その心の中にまだ植付けさってないという面もございませぬので、青空町長室でもその

ようなご意見もいただいておりますので、避難所の表示の再検討、それと町民に対するこの説明のときに合わせて避難所の確認等々をしてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） ハザードマップについては、これで終わらせて次に移りたいと思います。

2点目の町内住宅事情と対策についてであります。ご承知のように、核家族化など社会的事情が大きく変化してまいりまして、町内で生活をしたいという思いがあっても、住宅の確保ができないんだという声がときどき町民の中から聞かされます。当然、結婚ですとか、子育て、それらの節目の中で適当な住まいを探しているという状況がありますし、単身赴任者の中で、我々は北見から今は通勤しているけれども、わざわざ北見まで通うというのが大変なんだと。可能であればより近い場所に住宅確保ができればと。そういう考えはないのかというような訴えもございました。

それらを考えますと、町として自立していくという中で、大きな課題が人口確保であります。これらを考えますと、町の発展も含めて、ぜひ訓子府で住んでいただきたい、住んでいただけるような条件整備が必要でないかというふうに思うわけであります。これらの住宅不足という状況の中で、当然町財政ひっ迫しておりますから、町として独自で住宅をどんどんどんどん確保していくということも大変かと思えますけれども、何らかの手立てを加えながらこれらの要望に応えていく必要があるのではないかというふうに思っております。

そういう意味で、公営住宅等も含めた受入れ可能な住宅数というのが町内でどの程度あるのか。また、住居希望をしている人たちがどの程度いるのかと。そういう調査を実施することが必要でないかと思えますけれども、これらについての考えをお聞かせいただきたい。また、住宅不足という実態に対して、民間による個人住宅建設という状況も目にするところでありますけれども、先ほども申し上げましたように、自治体として財政難ということを考えますと、これらの対策としては民間の力を借りることが、町として考えた対策を打つ必要があるのではないかと考えるわけですが、これらについての町長の考えをお聞かせいただきたい。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） ただいま、「町内の住宅事情と対策について」ご質問をいただきました。

公営住宅の整備につきましては、建替えを基本といたしまして、訓子府町再生プロジェクト推進計画及び末広団地建替え計画に基づいて整備を推進しているところでございます。訓子府町再生プロジェクト推進計画につきましては、策定後13年が経過しており、計画の見直し時期にきております。また、末広団地の建替え計画につきましても、平成18年度をもって中央部分の建替えが完了いたしますことから、今後の住宅行政のあり方について、民間住宅を含め民間資本の活用も検討することを考えております。

また、町が所有する貸家全てを対象とし、それぞれの住宅を評価し、活用方法の検討を行うことを併せて考えているところでございます。本町の賃貸住宅につきましては、民間を含め決して多い数ではございません。今後につきましては、町の財政状況及び民間資本

の活用を含めまして、計画を策定し、推進する所存でございますのでご理解をいただきたいと思ひます。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） ただいまの回答の中に、決して住宅事情は良くないという、こういうとらえ方でいいのかと思ひますけれども、多くはないというお答えでした。

当然、その裏には不足しているということがついて周るわけですが、何らかの人生の節目の中で、住宅を探しているそのときに、そのタイミングで住宅提供ができなければ、当然そこには住まないで近隣に、より便利なところという方向に人が流れるのではないかというふうに考えるわけです。これらを考えますと、当然それらを考へている住民がどの程度いるのかと。先ほどお話もありましたように、住宅事情をしっかりと認識した中で、どうすればそれが解決できるのか。それらについての対策を練っていくのが、自治体として当然なことであるというふうに思ひわけであります。当然、今までも住宅相談等が担当窓口にあつたかと思ひます。相談を受けた側として、今町内における住宅事情の課題は何なのか、相談する側の問題点も含めて、もしあれば課題としてあげていただければと思ひますけれども。

議長（柴田喜八君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） 今現在、町で所有している住宅につきまして、公営住宅、それと特定公共賃貸住宅、それと町営の住宅がございます。公営住宅につきましては、低所得者でしかも家賃の負担が難しい、結果的に住宅に困っている方を対象として、住宅を提供するというのが公営住宅の趣旨でございます。それと特定公共賃貸住宅につきましては、中堅所得ファミリーの世帯の単身、または世帯が必要とするゆとりのある良質な賃貸住宅の供給を目的としております。

それで現在公営住宅につきましては、63棟ありまして250戸ございます。うち建替えを現在進めていますので、政策的に22戸が政策空家ということで行っております。公営住宅につきましては、そのような特定の方を入居するというのは、趣旨からするとちょっと難しいかなというふうに考えます。それと特定の公共賃貸住宅につきましては、現在の単身者向けで3棟36戸、それと世帯向けで2棟8戸ございます。これにつきましては、現在ほとんど空きのないような状態でございます。

そういうふうなことで、今後、もしそういうふうな形を受け入れると、こういうふうな特定の公共住宅という形になると思ひますけれども、これにつきましては、公営住宅が補助率2分の1に対しまして、特定の公共賃貸住宅については、補助率3分の1と非常に補助が厳しい内容となっております。

今後、来年以降の計画というふうな形になりますけれども、それに向けて、特定公共住宅を増やしていくかということにつきましては、今後の計画になるかなというふうに考へております。

以上でございます

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 特定住宅等については3分の1の補助ということで、非常に厳しいということであり思ひますけれども、先ほどの回答の中にもありましたように、民間の資本も活用しながら考へていきたいということであり思ひます。

これらについてはどういう状況、補助率が3分の1、2分の1問わずにぜひ早期な動きを取る必要があるのではないかと。早くしないと、どんどん人口が減っていくわけです。それを我々が、指をくわえて見ているということにはならないのではないかというふうに考えるわけですから、そういう点では、ぜひそれらについての対応を早期にしてもらいたいと思いますし、それを具体的に先ほどありました回答の中での民間資本を活用するという考え方についてでありますけれども、具体的な取り組みについて計画があるのかないのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） 具体的などというふうな形で、民間の活力を導入していくかというふうな今のところの計画というのはございません。

ただ、今後計画を策定していく中では、その民間の力を借りたということも十分検討して、なおかつ最大のやっぱり問題というのは、受け皿がどうかということも一つ出てくると思います。民間の受け皿がそういうふうな形で、町の考え方と合うかということも出てくると思いますので、その分につきましても、今後の計画の中で検討していくような形になると思います。

以上です。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 民間との調整については、これは首長の政策的なものが大きく影響してくると思いますので、ぜひ積極的に、今までの実績を踏まえた政策的な対応をしていただきたいというふうに思います。

それと、昨今サラリーマンの住宅事情のみならず、農村においても現実に何人かの後継者が公営住宅を活用しているというように聞いておりますけれども、実際に高齢化社会を迎えて3世代、4世代が同居するというのは、非常に難しいことが多いというのは皆さんも認識されているところでないかと思っておりますけれども、そういうようなことも踏まえて、結婚と同時に家を出て、しばらくの間、公営住宅等に住みたいという後継者が多いというふうに認識しているところであります。

これらについては、農家だから土地が広いのだから建てればいいたろうというふうにお考えの方もいらっしゃるかと思っておりますけれども、農家経済の実態もご承知のとおりであります。そうそう簡単に住宅1戸足増しするというようなことにもならないかと思っておりますし、また農村の後継者のパートナーも、現実には農村生活を知らないという方も多々あるかと思っております。

これらのことを考えますと、当然ある意味では、これは非常に難しいかもしれませんがけれども、1棟の中に数戸が入って、それがその農業後継者を対象にした旨であり、その中で農村生活に対するコミュニティーをきちっと起こしていくとか、農村という生活に飛び込んだ悩み等も含めて解消していけるような、そういう体勢づくりも考えていく必要があるのではないかと。

現実に訓子府に住宅がなければ、北見からという後継者もいるわけですから、それらを考えますと、ぜひ訓子府の町で住んで訓子府の町で働いてもらうということを基本に考えると、これらに対する対策も必要かと思っておりますけれども、この辺についてのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） ただいま、上原議員の方から大変参考になるご意見も聞かせいただきました。

今お話のございましたこと等も十分にこれから考慮させて、参考にさせていただきながら、これからの住宅対策、またこれが住宅対策と一口に言いますけれども、これは強いていえば町の発展にもつながってくることでございますので、住みよいまちづくりを今私どもはずっと継続してやってきているわけですが、そうしたことを考えたときに、これらの対策というのも非常に大事な分野でございますので、積極的にこれらの対策をこれから検討していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 非常に前向きな夢のある回答をいただきました。大変期待をしているところであります。この問題について、最後の提案と言いますか、私を感じた部分についての提案をしたいと思っております。

一人暮らしの老人は家庭が結構あるわけではあります。その中で、たまたまお年寄りの方と話している中で、「これは自分の持ち家だけれども、連れ添えもいなくなって一人で暮らしている」と。非常に掃除も含めて負担が重いんだという話がありました。「でも、私ここで生活をしたい。この町で生活をしたいんだ」と。ここで生活するための手立てはないだろうかというような話もございました。

そんなことをして考えて、今の若者の住宅不足ということも考えますと、この辺を線で結べないかと。要するに、前日の老人福祉施設の関係等もありましたけれども、それらを整備することによりまして、このその持ち家等を担保に老後の生活を保証すると。これらを若者の住宅不足というところを補う、そういう手立てを考えていく。これは行政が窓口になるというのは、非常に難しいかと思っておりますけれども、それを仲介する何らかの対策、組織づくりをすることも大きな人口確保の手立ての一つでないかというふうに考えますので、これも含めてぜひ前向きな対策を取っていただきたいというふうに思います。それについて、もし何かあればお聞かせいただきたいのですが。

議長（柴田喜八君） 助役。

助役（宮川伊三男君） ただいま非常に貴重なご意見をいただきました。

今後、公共住宅の公営住宅等の整備にあたって、そのことも参考にさせていただきながら、今後、冒頭の町長の答弁で申し上げましたように、住宅整備につきましては、今後計画を進めてまいりますので、その折りの参考にさせていただきたいとそのように思っております。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 非常に夢のある前向きな、何回も言いますが、ご回答をいただきました。

ぜひ、それらについて期待をしているところであるますし、こういう話の中で若者も、先明るさを感じるのではないかと思いますので、ぜひ、現実のものとしてその約束を果たしていただきたいというふうに思うわけでありまして。

それでは、次の公共施設のアスベストに係る対応と対策について、お伺いをしたいと思います。

この件につきましては、先日の行政報告の中で報告もありましたし、議員各位の質問・回答ということもございましたので、重複する分については削除してお答えをいただきたいと思えます。

小学校の臨時休校など、アスベストによる心配が当町においても現実のものとなっております。在校生に対しては、最善の対応を望むところです。現在までの情報開示も含めた対応に、いろんな考えの方がおりますから当然でありますけれども、疑問の声等もあがっているのが現実であります。今後の対策につきましては、十分な調査結果の分析と関係機関との連携及びこれらを含めた情報開示の徹底を図り、町民の理解と協力で配慮すべきと思えます。

これらの点について、次のことを伺いたいと思えます。町民への情報開示と公共施設利用に係る対応について。2点目は小学校卒業生への健康不安に対する対策について、アスベスト除去を含めた対応策に係る経費予測とその費用の捻出方法について。4点目は国の基準による建築施工と思えますけれども、これら対策に要する国等の費用負担の見通しについて。また5点目として、完全に施設が利用復帰できる見通しはいつなのか。この辺について伺いをしたいと思えます。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） ただいま「公共施設のアスベストに係る対応と対策について」お尋ねをいただきました。

まず、1点目の「町民への情報開示と公共施設利用に係る対応について」のお尋ねであります。町民への情報の開示につきましては、アスベスト問題に係わらず町民への情報提供は、開示しなければならないものは的確に対応していかなければならないものと考えております。しかし、今回のアスベストに係る対応につきましては、情報不足の中での情報提供は不安と混乱を招く恐れもあることから、調査結果が出てから周知しようとしたものでありますので、ご理解いただきたいと思えます。

次に「公共施設利用に係る対応」であります。児童生徒の学習並びに部活動等に支障が生じないように、町民の皆さんのご理解、ご協力もいただきながら社会教育施設の使用も含め対応に努めてまいります。

次に、2点目の「小学校卒業生への健康不安対策について」のお尋ねであります。これにつきましては、保健所や関係機関等の指導、助言を受けるとともに、他の市町村の動向等も見極めながら適切に対応してまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、3点目の「アスベスト除去を含めた対応、対策にかかる経費予測とその捻出について」のお尋ねであります。学校施設の改修は、9月26日頃に予定されています定量分析結果に基づいて、除去工事を基本とした対応で進めておりますが、改修費につきましては、申し上げられる段階ではありませんのでご理解を賜りたいと存じます。

なお、アスベスト定量分析、粉塵濃度測定等の委託料等は、この定例町議会に専決処分として報告させていただいておりますが、訓子府小学校及び居武士小学校の代替教室等に係る経費及び給食センターの炊飯機器の購入費等は、この定例町議会に補正予算として追加提案させていただきます。なお、補正額は約700万円であります。また、除去工事に係る財源につきましては、国庫補助金、それから地方債の対象となるものであります。年度途中ということもあり厳しい状況にあります。今後、あらゆる面から財源確保に積極的

に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、4点目の「国の基準による建築施工と思うが、これらの対策に要する国等の費用の負担の見通しについて」のお尋ねであります。現時点ではアスベスト対策に係る新たな財政措置等はありません。ただいま申し上げましたように、特別交付税も含めて国・道等に積極的に要請をしてみたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、5点目の「完全施設利用復帰の見通しについて」のお尋ねであります。現時点では工期も未定の状況であることから、学校等施設の利用開始の目途は立っておりませんが、1日でも早く安心・安全な学校づくり、環境づくりに全力で対応してみたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 情報開示の関係でありますけれども、ただいま説明にありましたように、調査結果が出ていないという中で、逆に不安が募っても困るということでありませぬけれども、今後、いろんな形で町民の不安を払しょくするための情報提供を町民向けに行っていただきたい。

これとあわせて、当然 と言っております健康不安についてでありますけれども、いろいろと長期にわたるその発症は期間がかかるのだと、時間があるというふうに言われておりますけれども、ある医療関係者のお話によりますと、それはここに大きな差がありまして、非常に短期間で障害症状が出るという場合もあるのだというふうに聞かされております。

それらをして考えますと、ぜひこういう状況にあったと、アスベスト使用によるアスベスト浮遊があったのだと。ここで学習した皆さんに、例えば何ら問題がなければいいわけですけれども、そういう健康不安。それらにまつわるいろんな症状等も明示しながら、それら健康不安についての対策はこう取るということを行政として、当然提示するべきだと考えますけれども、これらについての基本的な考え方の確認をしたいと思ひますし、実際にこのアスベストが自然界に、例えばその施設等でアスベストを使っているという以外に、自然界でアスベストの浮遊というのが現実にあるのかどうなのか。安全基準というのは、どこでどう決められたものなのか。その辺についてのお話をいただければというふうに思ひます。

議長（柴田喜八君） 教育長。

教育長（小野 茂君） ただいま3点にわたりまして、ご質問をいただきました。

1点目の情報開示の関係でございますが、これにつきましては、先日の保護者の説明会時におきまして、いろいろご指摘等をいただいたところでございます。今後、学校とも十分連携を図りながら、保護者の不安と解消に向け、的確に対応してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

それから2点目の健康不安の関係でございますが、これにつきましては、昨日、松浦議員からもございましたように、今後、保健所を含む、国・道等の関係機関、指導機関等の指導・助言を仰ぎながら、これも的確に対応してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思ひます。

議長（柴田喜八君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） ただいまご質問の中で、自然界における粉塵濃度等のご質問がございました。これにつきましては、平成7年度でございますけれども、環境庁が発表した調査ということで、住宅や商工業、農地帯で1リットル当たり平均で1.67本。これは平均というか、0から1.67本という形だと思っておりますけれども、という発表をしております。場所によっては、これよりも低いところもあると思っておりますけれども、環境省で発表しているのはこういう数値でございます。

もう一つ、基準の関係でございますけれども、これも大気汚染防止法による基準でございますけれども、事業場の敷地境界線における大気中濃度。これは工場等を指しているのでございますけれども、その敷地境界線における大気中濃度1リットル当たり、10本というのが基準でございます。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 確認をさせていただきますけれども、最後に答えていただきました1リットル当たり10本という基準。それは安全基準というのとは違うのですか。それとも、それが安全基準ということなのですか。

議長（柴田喜八君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） これはあくまでも、事業所を対象とした基準ということで、設けているものでございます。これはどこのあれを見ても安全というふうには言ってないのですが、今のところはこれが基準になっていますので、目安というふうには考えるしかないと思います。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 目安という回答でありましたけれども、それぞれいろんな工場等で問題になり、補償等の話題が出ておりますけれども、実際にそれら問題になっていたところは、どの程度の濃度だったかわかりでしょうか。

議長（柴田喜八君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） この基準は、あくまでもアスベストを製造しているとか、使っているところの工場を主にした基準でございます。その敷地境界線上で10本以内というふうな基準でございます。問題になっている本数とかというのは、それちょっと押さえていませんのでご理解願います。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 今私とやりとりしたように、非常に数値一つにしても何が基本なのか、どこにベースがあるのかというのは、なかなか理解しにくいという状況であります。

これらをして、なかなかその一般の町民が危険性をどうとらえるのか、子供たちに対する不安等も含めて、相当丁寧に情報提供をしながら説明をしていかないと、とんでもない不安を巻き起こしてしまうのではないかと思いますので、それらに対する対策をきちと取っていただきたいというふうに思います。

また、学校の関係で、子供たちが非常に窮屈な思いをしているかと思っておりますけれども、私は当然子供たちの明日を考えれば、この庁舎の中でも、当然こんなことを言うと議員皆さんに怒られるかもしれませんが、委員会室等も含めまして、ぜひ開放できるところは開放しながら、子供たちの学習環境整備に努力していただきたいと思っておりますし、もう

1つは、公共施設についての一般の町民の利用等も含めて、もう少し町民に対するそれらの情報提示をしながら理解をいただく、そういう努力が必要かというふうに思います。

それとアスベストが使われているテーブル等々いろんな備品があるかと思います。それらについては、訓子府の公共施設の中では心配ないのかどうか、その辺についてお答えいただければと思います。

議長（柴田喜八君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） 現在、報道等または世間で騒がれているのは吹付け材。アスベストを使用している吹付け材による被害でございます。これにつきましては、飛散性というふうにとらえております。アスベストを含んでいる建設材等でございますけども、これについては、非飛散性というふうになっております。非飛散性というのは、日常的にはアスベストは浮遊しない。ただ、例えば建物でいきますと取り壊しのとき。それについては、十分注意して取り扱わなければならないというふうな形になっております。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） 教育長。

教育長（小野 茂君） ただいまのご質問で、前段の件につきまして若干触れさせていただきたいと思いますが、上原議員ご指摘のとおり、当面の間、環境の変化に伴いまして、子供たちには何かと不便な思いをさせているところでございますけども、町内小中学校、先生方がきめ細かな対応と先生方の子供たちに対する安全確保に向けた積極的な姿勢をいただいているところでございまして、私どもといたしましては、例えばご指摘のように、訓小の場合でしたら子供たちが元気に中学校での生活が過ごせるように、町のスポーツセンター、また公民館等の優先的な利用。さらには必要に応じまして、リースによるプレハブハウスの設置等による対応等も含めまして、できるだけ不便をかけないような、そんな対応に努めていきたいというふうに考えているところでございます。また、中学生にとりましては、この時期進路指導、また進路学習等、大変な時期でございますけども、これらにつきましても、学校でも十分協議しながらできるだけ学習並びに諸活動等に支障が生じないような対応に努めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 時間がなくなりましたので、私の質問これで終わらせていただきます。あとでまたゆっくりとお聞かせいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（柴田喜八君） ここで午前11時10分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時10分

議長（柴田喜八君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

上原豊茂君の質問が終わりました。

次は1番、田中與土信君の発言を許します。

田中與土信君。

1番(田中與土信君) 介護保険法が改正になって、この10月1日から制度が改正された制度で運営されようとしているわけですが、それに係わって利用者負担などが変わるという状況になりますので、それらの状況や概要について伺いたいと思います。

まず最初に、介護保険法が実施されて5年になると思いますけれども、この制度が適用されている施設なのですから、例えば町内では特養、町外でありますけれども、老健施設、それからいわゆる病床群、介護用の病床群。それから、そのほかにグループホームなどもあるわけですが、これらの施設を町の関係者が利用しているわけですが、その利用の実態と、おのおの利用している施設。これについて、まず伺いたい。

それから2点目に、各施設の利用者負担は各施設と利用者との契約で相当額を決めて徴収するとされているが、変更概要を調査しているかどうか。実態の把握について、どこまで把握をしているのか伺いたい。また、同じ老健施設もたくさんありますし、それから病床群で町内の方が行っている病院もたくさんあるわけですが、それらの同じ類型と言いますか、例えば老健施設なら老健施設、病床群なら病床群、それから特養なら特養と。これらの統一性はとられるのかどうか。これらについて伺いたい。

それから3つ目になりますけれども、今度の改正で利用者負担が特に大きい個室利用。これの実態について聞きたいのですけれども、あまりたぶんこの管内で個室のところがないのではないかなと思いますけれども、町関係者で個室を利用しているということで、この制度改正がもろに影響するという状況のところがあるのかどうか、そういう方がいらっしゃるのかどうか。これについて伺いたい。

それから4つ目になりますけれども、施設入所の基準が今まで要介護度1が基準だったので、今度の改正から要介護度2以上にならないと入所できないというように具体的に制限されるということになるわけですが、実際に介護度があまり高くなくても要介護度2に至らなくても、認知症、それから老人世帯での老老介護、独居世帯など困難が著しい場合。今まででさえ、なかなかそういうのが考慮されないという状況だったので、余計ひどい状態になるのではないかと、問題を生じないのかということ心配しているのですけれども、その点について今の現状を考えてどのような所見をお持ちなのか伺いたい。

それから5点目、施設利用者で今回の負担増。特に大きいのは、俗に言うホテルコストと食事代なのですから、在宅介護を余儀なくされるケースが発生した場合、この受け入れ態勢の整備は万端整えることができるのか。いわゆる在宅になってしまいますわけですね。そうなりますと、今まで12時間、24時間ケアされているわけですが、在宅に戻って長時間のケアを必要とすると。そのために、ホームヘルパーを長い間、介護にあたる必要が生じる。そのような状況が考えられるのですけれども、それらができるのか。それから、もう1つは家庭でのいわゆるケアですね。家族も含めた今まで経験のない状況の中で、いろいろなその家庭生活にも障害が生じると。それらについてのケアですね。それらも含めて、対応できるのかどうかということでも伺いたいと思います。

それから6つ目になりますけれども、訓子府町在宅福祉事業実施要綱。先だって、これについて示されましたけれども、この中で生きがいデイサービス、ショートステイの利用料も変更になるというようなことで、金額はあまり大きくはありませんけれども示されています。今までに、経済的な理由でサービス提供を控えて実態。これがあるとされている

状況を考えると、わずかだといえ負担増が提供サービス控えを加速させたり、そのために食事の質、外出機会、入浴機会、これらが減少するのではないかと。そのために清潔、健康面などに影響が出ないかということが気になりますけれども、この在宅福祉事業の実施要綱、これを作成するにあたって、これらが議論の中で懸念材料として出なかったのかと。具体的に町として、道が負担を引き上げることがどうなのかという点での懸念はなかったのかと。それらについて伺いたい。

それから、7点目の負担軽減措置について伺いたいのですけれども、今回、特定入所者介護サービス費（補足給付）というのが制度化されたようです。それにあわせて、過去の入所者と言いますか、現在、過去入所して現在に至っている方の旧措置者の利用負担の減免の延長が5年になったと。10月からこれらの負担軽減対策、補足給付だとか、旧措置者の利用負担の減免の延長と。これらの手続が必要になると。この手続に必要な実務に、実際には介護報酬の設定がないというふうに伺っています。これは施設にケアマネジャーがいるというようなことで、こういうことになったのかどうか分かりませんが、基本的には介護保険の介護報酬の中で必要なものとして、交付されなければならないものだと私は思うのですけれども、それらの状況が懸念材料としてまず1点。

それからもう1つは、10月1日と言いますともう残りわずかです。適切な対応をとることができるのかどうかと。施設そのものは、かなり早い前から構えているかもしれませんが、それ以外、例えばこれから新たに施設に入所が必要になるケースでは適用にならないのかどうか分かりませんが、いずれにしても申請主義だというふうに伺っていますので、これらの実務手続が完全に間に合うのかどうかと。間に合わなければ、負担軽減につながらないということになりますので、この点について伺いたい。それとあわせて利用者への説明、同意を得るといことが条件になっているというふうに聞いてますけれども、これもあわせて制度実施に間に合うのかどうかということでも伺いたい。

それから高額介護サービス制度。これも変わったようなのですけれども、内容について対象の範囲、あとどのような見直しなのか伺いたい。それから社会福祉法人の減免見直しの内容と影響なのですけれども、社会福祉法人が独自に減免できる制度にどうもなっているようなのですけれども、その点で訓子府の静寿園もそうですけれども、ほかがちょっとどんなふうになっているのかという点で伺いたいと。そのほかの変更点の内容と影響についても、あわせて伺いたいと思います。今、7点目について5つほどお尋ねをしました。

次に移りますけれども、8点目、介護保険料の引き上げ、在宅介護サービス利用料の見直し、サービス制度の見直し、この10月から利用料の変更など、制度環境を悪化するばかりであるが、高齢者の生存環境をこれ以上悪くしないように自治体としての役割をしっかりと果たす必要があるのではないかと。財政措置も含めてですね。国に対して、財政支援、介護報酬の引き上げなど要請すべきでないかというように私は考えるのですけれども、所見を伺いたい。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 「介護保険法の改正による利用者の負担等について」8点にわたり、お尋ねをいただきましたのでお答えします。

まず、1点目の「制度が適用されている各施設利用の町関係者の実態と利用されている各施設」とのお尋ねですが、介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームは、くんね

っぷ福祉会が運営しております静寿園をはじめ、町外の4施設と合わせ5施設で45名の方が利用されております。介護老人保健施設では4施設で17名、介護療養型医療施設では2医療機関で6名の方が利用されております。

次に、2点目の「各施設の利用者負担は、施設と利用者との契約で徴収するとされているが、変更概要の調査、実態の把握状況、また、施設類型で統一性はとられるのか」とのお尋ねですが、施設が利用者から徴収する金額については、多くの施設がまだ決定されていないと考えられることから、実態は把握できていない状況です。また、利用者負担のうち、今回の改正による食費と居住費は、あくまでもそれぞれの施設と利用者との契約によるもので、施設類型によって統一されるものではないと考えております。

次に、3点目の「町関係者の個室利用の実態」というお尋ねですが、本町の被保険者で個室を利用されている方はおりません。

次に、4点目の「施設入所の基準が要介護度2以上に制限されるが、認知症、老老介護、独居世帯などに問題が生じないか」とのお尋ねですが、18年4月から軽度の要介護者を対象とした「新予防給付」が創設されます。これは、要支援・要介護1の人では、下肢機能の低下や閉じこもりなどにより、徐々に生活機能が低下する「廃用症候群」が最も多く、改善の可能性の高い人に多様な状況に応じた介護予防サービスを提供するしくみづくりが急務となっているためです。

現行制度での「要支援者」は「要支援1」となり、現行制度での「要介護1」は「要支援2」と「要介護1」に分けられます。要支援になった方は、新予防給付の対象となり、「要介護1」に認定された方は従来どおり介護給付の対象となります。現在の「要介護1」から「要支援2」に変更になる方は、軽度の方と考えられますし、経過措置もあることから深刻な問題は生じないものと考えております。

次に、5点目の「施設利用者が今回の負担増で在宅介護を余儀なくされるケースが発生した場合の受け入れ態勢の整備」に関するお尋ねですが、今回の改正は在宅と施設におけるサービス利用者の負担不均衡を是正し、不公平感が生じないようにすることが目的となっています。所得者に対する補足的給付などの措置もあり、利用者の負担増により在宅介護が余儀なくされることはないものと考えております。

次に、6点目の「在宅福祉事業実施要綱による「生きがいデイサービス」「ショートステイ」の負担増」に関するお尋ねですが、町単独で行っている「生きがいデイサービス」「ショートステイ」につきましても、今回の介護保険法の改正にあわせ、利用者負担を変えなければ、介護保険受給者との均衡を欠くため改正するものでありますが、住民税の課税、非課税区分の変更などにより、低所得者への負担が増えない措置をとっております。

次に、7点目の「負担軽減措置について」のお尋ねですが、旧措置者の負担軽減につきましても、介護保険制度が始まる前に徴収していた費用額を上回らないよう設定されており、適切な対応がとられることになっています。

利用者への説明、同意につきましては、それぞれの施設で制度実施までに行われるものと考えております。

高額介護サービス制度につきましては、従来、所得等の状況によりまして、自己負担上限額が3段階に分かれておりましたが、このうちの第2段階の住民税非課税世帯のうち、年金額80万円以下の自己負担限度額を引き下げ、現在の第1段階と同額とし、他の利用

限度額は従来と同額に設定されております。

社会福祉法人の減免見直しの内容と影響につきましては、減額割合を2分の1から4分の1にするなどの見直しが行われておりますが、近隣でも実施が進んでいないことから、今後の検討課題と認識をしております。

次に、8点目の「高齢者の生存環境をこれ以上悪くしないように自治体としての役割をしっかりと果たす。あわせて国に対して財政支援、介護報酬の引き上げなどを要請すべきでないか」とのお尋ねですが、高齢者の方々が暮らしやすい環境をつくりあげていくことは自治体の使命であると認識しております。しかしながら、一地方自治体として独自の対応をとることは、財政状況を考えると厳しく、国や道に準じた対応をとらざるを得ないものと思っておりますが、国や道に対しては福祉充実のための要請などを今後も行っていく考えです。

以上、お答えを申し上げましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） 田中與士信君。

1番（田中與士信君） 具体的にちょっと聞きたいのですけれども、今回の改正で減免負担軽減あるいは福祉法人などの措置と言いますか、取る対応はある面では過渡期、要支援制度の変更に伴う過渡期の対応と。完全に、ホテルコストや食事代が実施に移されたり、あるいはユニット型も含めた個室が普及をするという状況に近いうちになるのかなというように考えるのですけれども、そういうことを考えますと実際にこの長寿社会の中で、平均寿命が長くなっていると。

先ほど申し上げたようなことで、ホテルコストも施設更新が一つのコストとして組み込まれたというように考えられるわけなのですけれども、そういう状況を考えますと、お年寄りにとっては非常に住みにくい、生きにくいことになるのかなというように考えるのですが、そういう状況をちょっと考えながら、訓子府の静寿園はどんな具体的に入所者の取り扱いになるという見通しなのか伺いたい。

それから在宅の関係で聞きたいのですけれども、先ほど町内の利用者の生きがいデイサービス、ショートステイ。これらの利用料の変更について聞いたのですけれども、金額そのものはわずかですし、住民税の非課税のところには負担を軽減したと。結果的には負担が軽減されるようにしたというようなお話でしたけれども、今度の在宅での特徴は家事援助の制限なのですね。今までちょうど過渡期で家事援助が、ホームヘルパーが家事援助を拒否すると言いますか、拒否すると言うのはちょっとおかしいのかもしれませんが、しないというようなことで、いろんなホームヘルパーを派遣しているところが実際そのようにやってきたと。訓子府は必要なところについては、対応するというふうにしていましたけれども、今度の制度ではかなりはっきり出てくるのではないかと。家事援助を制限することになりますと、訓子府でもかなり困る人が出るのではないかとと思うのですけれども、それらについて町としてはどんな考え方なのか。支援センターに対して、介護にあたっての対応を求めるのかという点について伺いたい。

それから、先ほどちょっと答弁の中にありましたけれども、新予防給付の話が出ました。今度の介護保険改正の中で、予防給付ということで、できるだけそのサービス提供を制限することになるその指導と言いますか、そういうことが行われるのではないかと。例えば、自分でできることは基本的に自分でやると。それから筋力を落とさないために、いろいろな対応をします。あるいは運動も含めて、そういうふうなことでいわゆる予防介護が具体

的に導入されて、従来のサービスと形態が変わってくるのではないかと。質が変わってくるというように思うのですけれども、それらは憲法25条の「基本的な人権」これを制限するということにならないのかという点で、どのように考えているのか伺いたい。

それから今回、地域包括支援センター。これが創設されるということなのですから、具体的にこれはどんなことになるのかなということ、この内容について伺いたいと思います。

あと私は、この保険制度が始まる時に、保険あって介護がなくなるのではないかと。ということで、お尋ねした経過があるのですけれども、この5年間の経過を見ますと作爲的に介護の制度がどんどん変わってきたと。保険を口実にして、介護保障が放棄されるのではないかと心配しているのですけれども、それについてどのように考えるか伺いたい。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） ただいまお尋ねをいただきました点でございますけれども、まず静寿園の徴収する具体的な数字でございますけれども、まだ静寿園の方からは正式には聞いてございません。

それで食費の部分でいけば、保険給付の方からは39単位、1単位が10円ですから390円が自己負担になるということにはなるのですが、これをほかの施設の状況を聞きましても、全く390円丸ごと転嫁をするという施設あまりないというふうに聞いております。今北見の方の施設の実態も調査中でございますが、今のところ390円全額を転嫁するというようなことは聞いてございません。全く非公式な部分でございますけれども、静寿園からの話では、今までの自己負担をしていた食事代を含めても、490円程度かなということ聞いております。

それから在宅福祉の家事援助の制限の対応ということでございますけれども、国の考え方といたしましては、必要な家事援助の制限まではしないと。今までその不適切な対応があった部分については、制限をしていくというふうな内容になってございます。

それから、次に新予防給付の関係でございますけれども、サービス提供の制限をする指導があるそのサービスの質が変わっていくのではないかと。というお尋ねでございますけれども、確かにそういう部分でサービスの質は変わっていくとは言えますけれども、そのことによりまして、サービスが低下するとか、そういうことではないというふうな判断をしております。

それから地域包括支援センターの関係でございますけれども、来年の4月から地域包括支援センターの設置が市町村に求められることになっております。ただ、この内容といたしましては、まず1点目には介護予防事業のマネジメント、それから福祉という観点から、介護保険外のサービスを含む高齢者や家族に対する総合的な相談や支援、それから被保険者に対する虐待の防止、早期発見等の権利養護事業、それからケアマネの支援というようなことになっております。それで来年の4月からの設置ということでございますけれども、一応2年間の設置の猶予というものがございまして、今近隣とも調整をしておりますけれども、できれば平成18年中に設置をして対応してまいりたいというふうに考えております。

それから、最後にお尋ねのございました介護が放棄されるのではないかと。というような話がございましたけれども、今回の介護保険法の改正によりまして、そのような対応がとら

れることはないというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 田中與士信君。

1番（田中與士信君） これは見解の相違という認識なのかもしれませんが、必要な介護の質をというものをどういうふうにとらえるか、どういうふうの評価するのかということで、この質の変化が変わってくると思うのですよね。本当に必要なサービスをこの保険制度で提供すると。だから、介護を受ける立場の人が本当に必要なものとするものを生活に必要な、社会生活を営むうえで必要なものという観点でとらえるか、あるいは行政的な角度で見てそれを判断するか、ずいぶん違うと思います。そういう点から言いますと、私も正直な話、家庭に介護が必要だという親を持っていますので、端で見るのと実際に一緒に生活するのではえらい違うと言いますか、そんなのがずいぶんあると思うのですよね。そういう点から言いますと、これはやっぱり例えば今の役場の中で、福祉保健課も含めた関連スタッフがそういう状況、あるいは環境の経験があるかどうかということで、たぶんずいぶん認識が違うのではないかと思うのですけれども、そういう点で言えばどうでしょうか、どう思いますか。そこらの点について、まず伺いたいと。

それから再度聞きたいのですけれども、先ほど今回のホテルコストは施設の更新の費用も入所をする方に求めると、している方に求めるということで、訓子府としては訓子府の静寿園としては、あまり負担が大きくならないように設定していると言いますか、実際にあまり変わらないようにしていると、するのではないかというようなお話でしたけれども、多床室でだいたい今国が示しているのは1万円ですか、それから個室では6万円と。平均だいたい4万2,000円だろうと。これ過渡期過ぎるとたぶんこうなりますよね。負担がたぶんそうなりますと、何年かすると大きくなるだろうと。そのときに、どういう対応をとるのかですね。

それからもう1つは、当然施設の更新は基本的に自力でということになるわけですが、静寿園に対する更新時期に、静寿園の建替えもしくは更新時期に、これで賄うということになるかどうかですね。町として、そういう対応するのかどうか。この機会ですから伺いたい。

もう1点、平成18年中に地域包括支援センターを創設するというように考えているというお話でした。そのことで近隣と相談をしていると。私が聞きたいのは、介護ケアの相談が身近なところでなくなると困ると。そうなりますと、例えば今の市町村合併ではありませんけれども広域化すると、機能がそこに集中すると。そのようなことにならないのかというように思うのですけれども、その点についてどうですか。伺いたい。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） まず、介護の経験があるかどうかということで、その対応は変わってくるのではないかというお尋ねでございましたけれども、私個人事な部分で言わせていただければ、確かに私はそういう介護経験もございませんし、家庭内でのそういうことの経験ございませんので、そういう部分での認識の違いというのは、確かに個人個人に差はあるのかというふうには考えます。

それから、ホテルコストのホテルコスト利用者からいただくということが、その施設の更新の費用を求めていたではないかというお尋ねでございますけれども、こちら辺のところの認識につきましては、私はちょっと違うのではないかなというふうに考えております。

と言いますのは、先ほど390円のお話をさせていただきましたけれども、大半の施設がこれを今まで保険給付された部分をその保険給付がなくなったことによって、それを利用者へ全額を転嫁するわけではなくて、施設として吸収していくという部分がございますので、その部分は施設としての利益と言いますか、その部分は逆に減ってくるということになりますので、そこら辺はちょっと違うのかなというふうな認識をしております。

それから地域包括支援センターの関係でございますけれども、これは広域化を図るという観点ではなくて、今社会福祉協議会に在宅介護支援センターを委託しておりますけれども、法律上はちょっとあるいは老人福祉法という観点ですから、今の在宅介護支援センターがなくなるという認識ではないのですが、今度できる包括支援センターは介護保険法の中で、今の在宅介護支援センターをさらに充実させていくというような、そういうような認識でとらえていただければよろしいのかなというふうに考えております。

それから静寿園の更新の部分でございますけれども、できるだけ施設の自助努力ということで賄っていただくということが基本にはなると思いますが、必要な場合につきましては、町としても何らかの処置が必要かなというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 田中與士信君。

1番（田中與士信君） 今回のホテルコストが導入されるにあたって、先ほど申し上げましたように、入居費、そして平均と言いますか、基準で4万2,000円になると。その内訳の中に、施設のもちろん居住費、それから光熱費、それから維持費、維持補修費、そのほかに建設費用というふうになっていないのですか。そこら辺について、再度聞きたいと思っております。

それから地域包括支援センターの創設にかかわって、制度としてはこういうものをつくるということで、基本的に充実されるということになりますけれども、なっているのかもしれないですね。目的としてはですね。しかし、例えば今回の介護保険の改正が10%の介護給付費を削減をするということが前提になって、制度改正されているという実態があるというふうに、だいたいどこでも新聞なんかでもそういう書き方していますし、だいたいそういう認識ですよね。そういう状況の中で、本当にその介護保険の制度そのものが、これをつくることによって良くなるって考える方がどうなのでしょう。考えられるのかということになると思うのですけれど、どうもなかなか普通には考えられないと。あとはできるだけ少なくとも、制度としてつくれというのであれば、介護保険のサービスの必要な人にとって自分に機能が果たせるように、そういう性格を持ったものをつくってもらいたいと。そのように私は考えますけど、担当するものとしてはどうですか。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） まず1点目のホテルコストの件でございますけれども、ちょっと私の勉強不足もあるかもしれませんが、先ほど言われました光熱水費とか、居住費の部分については確かに中に入っているのですが、建設費というのはちょっと私的にちょっと記憶がなかったものですから、ちょっと勉強不足かもしれません。

それから、2点目の地域包括支援センターの関係でございますけれども、確かに今回の部分でいけば、制度の大きな改正の観点というのは、そういう給付を抑制して、この制度を持続させるというのが大きな目的ではありますから、確かにおっしゃるとおりかなとい

うふうに思いますけれども、センター自体を今までは在宅介護支援センター自体は、介護の必要な人のマネージメントなどをやってきたということでございますけれども、これをさらに発展させまして地域包括支援センターに、例えば認知症、高齢者などの権利擁護を目的としました青年貢献制度の窓口をおきなさいとか、虐待防止とか、そこら辺まで発展させたという今の在宅支援介護センターをさらに充実させるということで、これがうまく運用できれば、今よりも介護を受ける方にとってはメリットがあるではないかなというふうな認識をしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 田中與士信君。

1番（田中與士信君） 時間もあと残り少なくなったのですけれども、いずれにしても、今回の制度改正で、さらにお年寄りにはお金がかかりそうな制度になりつつあると。特に私が心配するのは、今まで施設に入っていたけれども、過渡期を過ぎて多額にお金がかかるようになったときに、在宅にさらに体が悪くなった状態で、在宅での介護をせざるを得ないという状況になったときに、十分この介護保険制度で、その人が生きていくための条件整備をするということが必要になる、そういう備えをまずしてもらいたいというのが1点。

それから、この保険制度が運営されてからずっと経過を見てみますと、厚生労働省の施策のほしい自治体というのは、後追いなのですね。そういう自治体がどんどん増えていますが、ついでに言いますと、特に主体性が本当に求められる制度なはずなのに、それが減退していると。自治体としての公的責任を十分に発揮すると。それがこの保険制度に課せられた大きな課題でないのかなと。このように私は考えるのですけれども、この点について町長はどんな見解なのか伺いたい。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 国も大変厳しい財政の中で、ますます進んでいく高齢化社会に対応した施策ということになりますと、各自治体に対するその対応も厳しさは免れないのかなと思いますが、いずれにしましても、そこに介護を必要とするお年寄りがだんだん増えてくるわけでございますから、国は国としてやれるものはやっていたかなければならないと同時に、また道や各自治体においても、その立場でできる負担と言いますが、介護の対策というものはそれぞれに十分やはりできる範囲にはなりますけれども、努力していかなければならない時代になってきていると、そのように理解をしておいております。

今、具体的にああします、こうしますとは言えませんが、私の気持ちとしては、今のこうした時代に自治体としても応分の負担をしながら、できる限りのやはり対策は講じていかなければならない時代だという認識は持っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） ただいま町長から申し上げましたとおりでございます。

私もそういう部分では、町民の福祉のためにということで進めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 田中與士信君。

1番（田中與士信君） この制度が始まった当初、訓子府の介護保険にかかわって、保険料の負担をできるだけほかの町に負けたくないということでずいぶんがんばりました。

結果的に、それがその保険会計を厳しくしたというようなことで、お金を借りる経過に道からですね。そういう経過になったというようなこともありましたけれども、実際にはそのことで、そのあとに反動になったというふうに評価するのか、そのときそのとき生きてきた人たち、介護の必要な人たちを支えてきたというふうにとらえるのか、ずいぶん私は違うのではないかと。そういう点から言いますと、今回担当の課長もそれから町長も、必要なものについては財政的な制限のある中で、お金が大変な中で応分の負担も場合によっては考えなければならないのではないかとということですから、そういう点から言うと何ができるのかと。確かに今財政上大変ですよ。そういう状況の中で、老人福祉に対する予算もずいぶん削りました。そういうものをどこに回すかと。そういう点で言いますと、そのいわゆる政策能力や町の行政運営、財政運営の手腕が問われるその時期だろうと。質が問われる時期になるのでないかと、そのように考えます。そういう点から言いますと、ぜひ今回示された要項では、若干負担もお願いする要綱になっていますけれども、年度が変わった後に、できるだけ生きがいデイサービスが訓子府は特に要支援の方も含めて出れるという、ある面ではほかの見本になる状況になっていますので、そういうことも含めて、新しいお金の使い方、展開をぜひ新しい予算で、来年度の予算で提案して制度化してもらいたいというふうに考えますけれども、その点についてどうでしょうか。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 高齢者対策の福祉の施策につきましては、生きがいデイサービス等々はじめ現在も進めておりますけれども、財政的に厳しい中ではありますけれども、工夫をしながら充実をした福祉対策というもの進めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 田中與士信君。

1番（田中與士信君） 来年度の予算で、新しいものが出てくるというように判断してもいいと考えてもいいのでしょうか。お年寄りにとって、訓子府は生きやすいと。その制度は、ほかと比べたらこういうものが新しく制度化されたというように評価してもらえ、そういう形になるというふうに考えていいのかどうか。最後に何って、もう5分しかありませんので終わりたいと思います。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 自治体に課せられている課題というのは、「ゆりかごから墓場まで」と言われるように本当に広いわけございまして、今のこういう時代を考えれば、ぜひともそういう今お話のありましたこと等に対する対応というのは非常に大事だと思いますけれども、すべてできるということにはならないわけございまして、町の財政状況も検討しながら、できるものから順次対応していかなければならない重要な課題だというふうに理解しておりますので、その辺でご理解をいただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 田中與士信君の質問が終わりました。

これにて一般質問を終了いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

明日は、午前10時からです。

どうもご苦労さまでした。

散会 午後12時07分